日

調べ



亚成

玍

職業能力開発促進法第12条の規定による職業能力開発推進者の選任(変更・解任)状況については、次 のとおりである。

		1 1/2/2 1 7 3
①雇用保険適用事業所番号		
フ リ ガ ナ		
② 事 業 所 の 名 称		A
	代表者役職・氏名	9
	〒 −	
③ 事業所の所在地		
	電話番号 (	)
④企業の主な事業内容		
⑤企業の資本金の額		円
⑥企業全体で常時雇用する労働者数		人
⑦当該事業所で常時雇用する労働者数		人 (雇用保険適用事業所単位)
	役職 名	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	(全 人)
⑧職業能力開発推進者役職・氏名	電話番号 (	)
	F A X (	
	e-mail	
		協会からのメールマガジン配信を希望する 🗌
9 選 任 基 準	1 事業所単独選任 2	本社選任 3 共同選任
(該当する番号に○)		保険適用事業所の推進者を兼ねる場合、本社選
	任又は共同選任。) <b>A</b> 農業 林業 <b>B</b> 漁業 <b>C</b> 鉱業	採石業、砂利採取業 <b>D</b> 建設業 <b>E</b> 製造業
		( <b>G</b> 情報通信業 <b>H</b> 運輸業、郵便業
⑩ 産 業 分 類		卷、保険業 <b>K</b> 不動産業、物品賃貸業
		ビス業M宿泊業、飲食サービス業O教育、学習支援業P医療、福祉
(該当する記号に〇)		- 一ビス業(他に分類されないもの)
	S 公務(他に分類されるものを除く)	
	A 大企業	B <b>中小企業</b>
	中小企業の範囲は、以下の表に	
① 企 業 規 模	区分	資本金の額労働者数
	小売業 (飲食店を含む)	5,000 万円以下 50 人以下
( 該 当 す る 記 号 に ○ )	卸売業	1億円以下 100人以下
	サービス業	5,000 万円以下 100 人以下
	その他の業種	3 億円以下 300 人以下
⑫ そ の 他		
(変更の場合は、変更箇所の番号の記		
入をお願いします。)		

- (注) 1.「解任」とは、事業所の廃止又は統合もしくは選任基準の変更により、当該事業所において推進者を選任しなくなった場合をいいます。
  - 2. 一つの事業所に職業能力開発推進者が2人以上選任されている場合には、職業能力開発サービスセンター等との連絡に関する業務を 担当する推進者の方をご記入下さい。
  - 3. 推進者全員の人数について(全 人)に記入して下さい。(1人の場合は1と記入して下さい。)
  - 4. 本社選任の場合は支店・出張所等を、共同選任の場合は共同事業所等を裏面に記入又は同様の様式で作成したものを添付して下さい。
  - 5.「企業全体で常時雇用する労働者数」とは、推進者が所属する企業の本社・支店・事業所等の合計労働者数をいいます。
  - 6. 当該様式に記載された情報については、厚生労働省に提出され、個人情報保護法に基づき、職業能力開発支援に必要となる範囲内で、 厚生労働省・中央・都道府県職業能力開発協会 (職業能力開発サービスセンター) において利用させていただく場合があります。
  - 7. メールマガジンとは、厚生労働省委託事業(キャリア支援企業創出促進事業)の一環として、キャリア形成支援に関する情報を 月1回配信しているメールマガジンです。

支店、	出張所等-	一覧表
共同事	事業所等-	一覧表

受	
付	
印	

	雇用保険適用事業所番号	事	業	所	の	名	称	産	業	分	類	事業所の常時 雇用労働者数
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												